

告 示

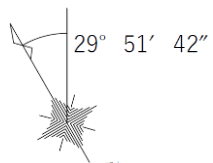
埼玉県告示第八百五十三号

平成二十八年埼玉県告示第七十一号（土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更
時要届出区域の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

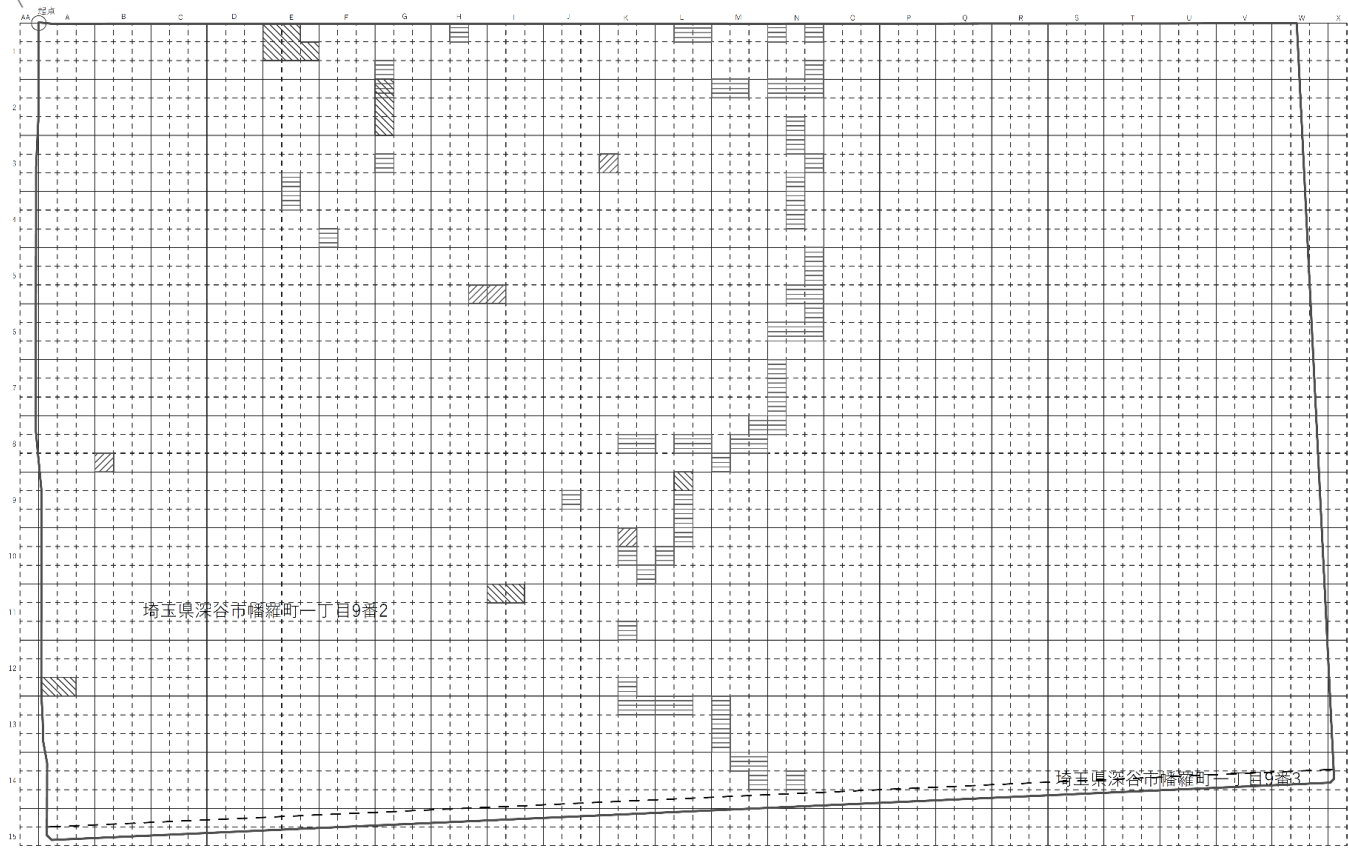
令和三年七月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

別図を次のように改める。



別図



- 【凡例】
- 敷地境界
 - 筆界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 形質変更時並層出区域：鉛及びその化合物、土壤溶出量基準
 - 形質変更時並層出区域：鉛及びその化合物、土壤含有量基準
 - 形質変更時層出区域：ふっ素及びその化合物、土壤溶出量基準

【起点】埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番2の東北角より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
(平成28年8月26日告示に係る地籍調査時の私点と同位置)

【格子の回転角度】29° 51' 42" (平成28年8月26日告示記載の回転角度：16.56°より修正)
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。